

第 185 回富山県都市計画審議会

日時 令和 4 年 7 月 29 日（金） 10:00～

場所 富山県民会館 701 号室

1. 開会

（司 会）

定刻となりましたので、ただ今より第 185 回富山県都市計画審議会を開催いたします。今回は、本年 2 月に行いました委員改選後、初めての審議会となります。皆様にはお忙しい中、都市計画審議会委員をお引き受けいただき、ありがとうございます。初めに都市計画課長 川上 孝裕からご挨拶申し上げます。

（事務局）

都市計画課長をしております川上と申します。委員の皆様方には、ご多用中のところ、この富山県都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の都市計画行政に格別のご支援、ご協力をいただいております。今年の 2 月の委員の改選に当たりましては、再任、或いは新任にご承認いただきました。深く感謝申し上げます。

さて県では、今年 2 月に富山県成長戦略を策定いたしまして、ウェルビーイングの先進地域を目指しているところでございます。この実現には、県民の皆様様の幸せの基盤となります、安全安心の暮らしを支えること、その発展基盤となる社会資本の整備を着実に進めていくことが必要であると考えております。

ご承知の通りこの都市計画審議会は、都市計画法に基づいて設置されており、県が土地利用、或いは道路や公園などの都市施設、或いは土地区画整理事業などの市街地開発事業を都市計画に定めるにあたって審議していただく。また、建築基準法に基づきまして産廃処理施設の位置を審議していただくことなどが、定められております。

都市計画は、町の目指すべき将来の姿を示すものでございます。この都市計画の決定に当たりまして、ご審議をいただくという点におきましては、この審議会の果たす役割は大変大きいものと考えております。

今後ともウェルビーイングの実現のため、それぞれのご専門の知見やご経験に基づきまして、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

（司 会） それでは、開会に先立ちまして、審議会の定足数について申し上げます。委員 18 名のうち 12 名のご出席を頂いております。半数以上のご出席ですので、富山県都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、本日の審議会は有効に成立する旨をご報告いたします。

ここでお手元の委員名簿に従いまして、委員の皆様方をご紹介させていただきます。

きます。

委員紹介

(司 会) それでは、本日は委員改選後初めての審議会になりますので、審議に入る前に、会長の選出を行いたいと存じます。まず、会長選出等に関する規定につきましてご説明いたします。お手元の資料に当審議会の条例がございますので、ご覧ください。条例第4条第2項、「会長は学識経験のある者である委員のうちから委員が選挙する」と規定されております。なお、当審議会運営要綱第2条の規定により、会長の任期につきましては、2年となっております。

それでは会長の選出について、どなたかご意見ございましたらお願いいたします。

(委 員) 都市計画がご専門の高山委員にお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(司 会) 高山委員にお願いしてはどうかというご意見ございましたが、ご異議ございませんでしょうか。

(委 員) 異議なし

(司 会) それでは、高山委員に会長就任をお願いしたいと存じます。以上で、会長の選出を終了いたします。それでは審議に移ります。高山会長は会長席へご移動お願いいたします。

ここで、配付資料の確認をさせていただきます。次第、配席図、審議会委員名簿、条例等の規程、議案書といたしまして富山県の都市計画区域とあるカラーの一枚のもの、富山高岡広域都市計画区域マスタープランでございます。配付漏れ等ございませんでしょうか。

なお、本審議会は、富山県都市計画審議会の公開に関する取扱要領第2の規定に基づき、原則公開といたしております。詳細につきましてはお手元の資料をご覧ください。また、本審議会の審議結果及び議事録につきましては、審議会終了後に、県のホームページに掲載させていただく予定です。

それではこの後の進行につきましては、高山会長にお願いいたします。

(会 長) 改めましておはようございます。

会長を仰せつかりました高山でございます。都市計画審議会は先ほど、都市計画課長のお話にもありましたけれど、まちづくりの根幹をなす非常に重要な法定審議会だという認識しております。人口がこれから減少していく中で、どのように安全安心なまちづくりを築いていくかという点では非常に重要な、課題がたくさんあるかと思っております。

以前は非常に多くの審議案件が都市計画審議会で、検討され審議されてきましたけれど、最近新しい案件というのはそれほど多くなくて、必要最低限、ただし非常に重要な案件が出てくるかと思います。本日も審議案件はございませんが、報告事項ということで、皆様方にこれからの都市計画マスタープラン或いは都市計画区域マスタープランについて、報告があるということでございます。非常に重要な審議会でございますので、慎重にご審議をお願いするとともに審議会の進行にご協力いただきますよう、私からもお願い申し上げまして挨拶に代えたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

(会 長) それでは、私から会長職務代理者の指名をさせていただきたいと思います。会長職務代理者は神山委員にお願いしたいと思います。神山委員よろしくお願ひいたします。

(会 長) それでは議事録署名委員の指名も併せて行いたいと思います。本審議会運営要領第4条第2項の規定により、私から指名するものですが、神山委員と谷井委員の二方にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは議事録署名委員よろしくお願ひいたします。

それでは最初に申し上げましたとおり、本日は審議はございませんが、報告事項として都市計画区域の整備、開発及び保全の更新、都市計画区域マスタープランの見直しについてということで事務局より報告をお願いいたします。

事務局よろしくお願ひします。

2. 議事

報告事項 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の見直しについて

（事務局から報告事項について説明）

(会 長) ありがとうございます。事務局から、区域マスタープランの見直しについての考え方を含めてですね、報告をいただきましたが何かご意見、ご質問ございませんか。

(委 員) 富山高岡広域都市計画区域について伺いたいのですが、一番大きな都市計画区域ということで、そこでの変更というのは、県全体に影響があるというふうに思われるわけがありますけども、以前平成26年に見直しがあったときに、3市、それぞれのまちづくりのよさを生かすために、分かれた方がいいのではないかという議論などもあった一方で、やはりまとまっていないと、広域調整の課題もあると思うのですが、今回もその部分についてはまず、基本的にはさわらずに、軽微と言ったらおかしいですが、数年間であった社会情勢の変化に関しての部分の見直しに留めるという理解をしてよろしいでしょうか。

(会 長) 事務局どうぞ。

(事務局) 今回は基本的には、区域の再編や変更は行わずに、現行の 14 の都市計画区域を維持していこうと考えております。理由としましては、この都市計画区域というものは継続性ですとか、安定性が求められているというものでございまして、前回の区域再編から約 10 年ほどしか経過していないということもございます。

またこの富山高岡広域というのは、他の県内の区域に比べますと、やはり相対的に開発圧力が高くなっているという調査結果もございます。また人の移動や商圈の広域化というものも進んでおりますので、富山高岡広域については引き続き一体的な土地利用のコントロールが必要と考えているところでございます。

(会 長) はい、ありがとうございます。その他何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(委 員) コメントとして述べさせていただこうと思います。まず都市計画でございませぬけれども、冒頭の、都市計画課長様のご挨拶でウェルビーイングとおっしゃったのが大変心に残っておりまして、といいますのは、都市計画法自体がかなり古いものでして、当時の法律に準拠して作られています。ですので、例えば防災ですとか、景観ですとか、グリーンインフラというものが根底に根付いていないのです。それがすごく気になっていたところでしたが、拝見いたしますと、こうした防災の問題ですとか、富山県、富山市等が大事にしている景観、眺望やグリーンインフラといったものがバランスよく入っておりまして、大変良い方針でありこのまま進めていただきたいと思いますと考えております。

もう一つのコメントですけれども、新しい法律というところでございまして、そのような新しいソフト面というのがどのように、こうした計画に組み込んでいくかということが一つの課題だと考えております。その一つに温暖化対策推進法というものがあり、改正され、施行されております。そのなかで再エネ促進区域というものが都道府県及び中核市以上は、規定していくということが盛り込まれております。こうしたものと都市計画法をどのように紐付けていくか、整合性のあるものを設計していくかということが問われていると思っておりますので、その点も農村地域、森林や環境政策等の関係部署と連携して進めていただけるとありがたいと思っております。

ちなみになのですが、こうした土地利用基本計画は国土交通省の土地利用調整総合支援ネットワーク LUCKY といわれるもので公表されております。それに加えて温暖化対策推進法のものなのですが環境省の再生可能エネルギー情報提供システム REPOS といったものや環境アセスメントデータベース EADAS といわれる環境影響評価法の基礎データの全国的なマップなのですけ

れども、それと紐づける形で今後全国的に公表していく流れになると思います。ですので、富山県もそれに向けて準備していただけるとありがたいと思っております。以上です。

(会 長) いくつかご指摘或いはコメントがあったかと思うのですが、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

まず成長戦略につきましてコメントしたいと思います。今年2月に策定しました、富山県の成長戦略というものですけれども、幸せ人口1000万人、ウェルビーイング先進地域富山を目指すというスローガンを掲げております。ウェルビーイング、これは真の幸せということですが、この真の幸せを向上させるために、成長戦略の中核として、六つの柱を立てております。そのうちの一つに、まちづくり戦略というものがございまして、そこには、官民連携によるまちづくりに取り組むことと、或いは自然風土や文化的環境を組み合わせることで、住む人や訪れる人が、居心地よく幸福になれるまちづくりを目指すというふうに、成長戦略の方にも書かれておりますので、こういった方向性を今後反映させていければというふうに考えております。

またCO2削減等に関することですが、まちづくりのグリーン化の推進というものもございまして、今後カーボンニュートラルの実現に向けましては、まちづくりの大きな基本的な理念といたしまして、過度に自動車に頼らずに、コンパクトなまちづくりと、居心地の良い、歩いて楽しいまちづくりというようなものも、こういったカーボンニュートラルの実現に向けての方策と、基本的な方向性はある程度同じ方向を向いていると思っておりますので、そういったことも念頭において今後、見直し作業を進めたいと考えております。以上でございます。

(会 長) よろしいですか。他にいかがでしょうか。

(委 員) 私から簡単に2点質問させていただきます。一つは、配付資料、最後にありました都市計画区域マスタープランの見直しの進め方というところです。令和4年度、令和5年度とざっくり2つ矢印がありますけれども、例えばこの計画区域へのヒアリング等々含めて、年度内にどこまで達成するかという、そうしたスケジュールが決まっているのか、全体のスケジュールに関してどうなっているのかというのが1点。

もう一つは、このマスタープラン見直し、今回20年間の10年の区切りということですが、先ほど質問のお答えがあった通りこの区域自体の見直しは今は行わないということでしたが、今回のような見直しというのは、どういったペースで今後行われていくのか。5年刻みなのか、毎年審議会のスタートの時点で行われていくのかなど決まっていれば教えてください。

(会 長) 事務局どうぞ。

(事務局) 今後のスケジュールについてはざっくりと示したのですが、今後市町村の方々と調整しながら進めていくということで、はっきりといつということは言えないのですけれども、概ね今年度中に素案策定というふうに進めていけたらと考えております。

(委 員) ヒアリングはまだ始まってないのですね。

(事務局) まだ始まっておりません。具体的に各市町村にこういう見直し作業を進めてくださいというような照会を今後かけますので、その後、市町村との本格的な作業がこれからスタートするという段階でございます。また、この区域マスタープランですけど、これは経緯の中で説明しました通り、最初は平成16年に作りましてその後市町村合併があり、一度見直して、今回が2回目の見直しになります。目標としては、大きく将来像を示すのが、概ね20年後を想定し、道路や都市施設の整備等については概ね10年後を目標にしておりまして、そういうことからすると、大体10年に1回ペースで見直しを進めていくものと考えております。

(委 員) これに係る審議会は都計審以外で、並行して行うというものはありますか。

(事務局) ありません。先ほどスライドで説明しましたが、前回は区域の大きな再編、市町村合併というような出来事もありましたので都市計画審議会の中に、また小委員会というのも作って、その中で、審議していただきながら、どういう再編がいいかというようなことも別に議論をしていたのですが、今回はそういった大きなうねりのようなものはないと考えておりますので、今回のこういった審議会の場のみで話を進めていきたいと思っております。以上でございます。

(会 長) 他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私の方から1点だけなのですが、富山高岡広域都市圏の中で、区域区分の見直しを進めたいということだと思います。それぞれ3市がありますので、3市から線引きの区域の見直し要望のようなものが上がってくると思うのですが、この富山高岡広域都市圏の区域の中で、市街化区域に編入できる人口といえますか、全体としてのゆとりがどれだけかあって、そこにそれぞれの市から要望が来たときに、その3市の調整のようなことはやらなくていいのかというのは、ちょっと気になるところです。せっかく広域区域になっているので、その役割は県が持つというふうに認識しているのですが、そこはどのように考えているのでしょうか。

(事務局) 今ほど言われた通り、まずは人口のフレームといったものを、国とまず調整させていただいて、ある程度そのフレームというものが固まった中で、各3市から要望をお聞きするわけですけど、そこは3市とうまくバランスを取りながらどれだけ入れるかというようなところも出てくると思いますので、そこは今後、3市とヒアリングをし、調整しながら、どこまで入れようとか、或いは熟度とか、実際にどこまで、具体的な動きがあるのかとかそういったこともあると思いますので、そこは今後、各市と十分に調整しながら、進めていく必要があるのかなと考えています。

(会 長) ありがとうございます。おそらく、区域に入れるのは、居住地だけではなく、工業用地等の話も出てくるかもしれないので、両方含めてご検討いただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

(会 長) その他いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

都市計画審議会への報告は、今のスケジュール感からすると、今年度中に素案づくりをして、その結果については、都市計画審議会に一部報告があるのですか。最終案だけ審議にかけるスケジュールなのか。そこはどのように考えているのでしょうか。

(事務局) 今後市町村とやりとりしまして、素案がある程度まとまったところで、一度報告させていただくことになるのではないかと考えています。

(会 長) わかりました。ぜひその辺は中間取りまとめということで素案等の報告をお願いできればと思っています。

その他いかがでしょうか。よろしいですか。他にご意見がないようでございますので、以上で本日、用意した議案はすべて終了いたしました。それではこの後は事務局に進行を戻しますので事務局よろしくをお願いいたします。

3. 閉会

(司 会) ありがとうございます。それでは、これもちまして第185回富山県都市計画審議会を終了いたします。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

令和4年7月29日

富山県都市計画審議会会長 高山純一

議事録署名人委員

富山県都市計画審議会委員 神山智美

富山県都市計画審議会委員 谷井悦子